

国立大学法人法施行令及び国立大学法人評価委員会令の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○ ○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号） 1
○ 国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号） 4

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 評価委員及び役員（第一条・第二条）</p> <p>第二章 国立大学法人等による出資の対象（第三条）</p> <p>第三章 積立金及び国庫納付金（第四条―第七条）</p> <p>第四章 長期借入金及び国立大学法人等債券（第八条―第二十一条）</p> <p>第五章 余裕金の運用（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第六章 指定国立大学法人による出資の対象（第二十四条）</p> <p>第七章 雑則（第二十五条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 国立大学法人等による出資の対象</p> <p>第五章 余裕金の運用</p> <p>（運用の対象となる有価証券）</p> <p>第二十二条 法第三十四条の三第二項第一号の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）</p> <p>二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの</p>	<p>目次</p> <p>第一章 評価委員及び役員（第一条・第二条）</p> <p>第二章 出資の対象（第三条）</p> <p>第三章 積立金及び国庫納付金（第四条―第七条）</p> <p>第四章 長期借入金及び国立大学法人等債券（第八条―第二十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第二十二條―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 出資の対象</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(投資一任契約)

第二十三条 法第三十四条の三第二項第三号口の政令で定める投資一任契約は、国立大学法人等が金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

第六章 指定国立大学法人による出資の対象

第二十四条 法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 当該指定国立大学法人における研究の成果（次号において「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二 前号に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

第七章 雑則

(他の法令の準用)

第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 第二十四条 (略)

二十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十条第二項、第七十八条第六項及び第七十条第二項

二十六 六十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第五章 雑則

(他の法令の準用)

第二十一条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 第二十四条 (略)

二十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十条第二項、第七十八条第五項及び第七十条第二項

二十六 六十 (略)

第二十六条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

医療法第七条の二第八項	同項の政令で定める独立行政法人
(略)	(略)

3 (略)

第二十七条 政令以外の命令であつて文部科学省令で定めるものについては、文部科学省令で定めるところにより、国立大学法人等を国又は独立行政法人とみなして、これらの命令を準用する。

第二十三条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

医療法第七条の二第七項	同項の政令で定める独立行政法人
(略)	(略)

3 (略)

第二十四条 政令以外の命令であつて文部科学省令で定めるものについては、文部科学省令で定めるところにより、国立大学法人等を国又は独立行政法人とみなして、これらの命令を準用する。

改正案	現行
<p>(委員等の任命)</p> <p>第二条 委員は、大学又は大学共同利用機関に関し学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、大学の運営に関して高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。</p> <p>2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあつては、当該特別の事項に係る大学の運営に関して高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあつては、当該専門の事項に係る大学の運営に関して高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。</p> <p>(委員長)</p> <p>第四条 委員会に、委員長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、国立大学法人法第九条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法人に係るものを処理することとする。</p>	<p>(委員等の任命)</p> <p>第二条 委員は、大学又は大学共同利用機関に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。</p> <p>2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。</p> <p>(委員長)</p> <p>第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、国立大学法人法第九条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法人に係るものを処理することとする。</p>

(表略)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員(外国人である委員を除く。)のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員(外国人である委員を除く。)のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六条 委員会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員(外国人である委員を除く。)のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員(外国人である委員を除く。)のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 委員会は、会議を開き、議決する場合は、次に

(表略)

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六条 委員会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員

掲げる要件を満たさなければならない。

一 外国人である委員及び議事に関する外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関する臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。

二 委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席すること。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。